**男埵の国有林**

**立ち入り禁止の森**

木曽地方では、江戸時代 (1603年～1868年) のほぼ全体にわたり、木曽五木の伐採が正式に禁止されていました。サワラ、アスナロ、コウヤマキ、ネズコとヒノキのいわゆる木曽五木は特にここ、男埵山にふんだんに生えています。 その結果、この森は、尾張藩が伐採を厳格に管理していた多くの地域のひとつとなりました。(これら、保護の対象となっていた樹木は、停止木 (ちょうじぼく) とも呼ばれていました。)

 この森は、19世紀後半に江戸時代が終わり、日本の近代化が始まった後も依然として立入禁止となっていました。1899年にはこの地域が御料林になってしまい、政変により地元の天然資源を利用できるようになることを願っていた木曽の人々を大いに落胆させました。第二次世界大戦終戦後には政府がこの森の管理を引き受けることとなり、この地の人々は再度その資源の支配権を握ることを阻止されてしまいました。